

◎新潟県告示第1153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年8月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 名称及び住所

株式会社 東京建築検査機構
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 業務区域

新潟県の全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

株式会社 東京建築検査機構 構造判定事業部
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号 東日本橋M1ビル
T B T C 名古屋構造センター
愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 太陽生命名古屋第2ビル

4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次の各号に掲げる業務以外の業務

- (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）

5 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年9月1日